

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成 2 5 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 25 年度の総合評価が「A」評価（標準評価）であったこと等を踏まえ、役員の解任等を行わなかった。
----------	---

2. 役員報酬への反映について

役員報酬への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 25 年度の総合評価が「A」評価（標準評価）であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。
----------	--

3. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	2 5 事業年度評価における主な指摘事項	平成 2 6 及び 2 7 年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	（試験及び研究並びに調査） 今後とも、研究開発においてその成果が現実の課題解決や社会貢献となるものであることを明確にしつつ推進することを期待する。	研究開発においては、食料安定供給に関する技術として、水田輪作における地下水位制御システム（FOEAS）を活用するためのマニュアルを取りまとめた。また、豆腐加工に適するダイズ品種「シュウリュウ」などを育成した。さらに、かずさ DNA 研究所と共同でナス全ゲノムの塩基配列を世界で初めて解読した。地球規模の課題に対しては、温室効果ガスである一酸化二窒素の発生を大幅に軽減する污水浄化処理技術を開発した。新需要を創出する技術として、粉末食品などの微粉末を少ない水分添加で造粒する技術なども開発した。地域資源の活用については、水路の表面被覆工の摩耗進行を現場で簡易に計測する日本初の手法を開発するとともに、地震や津波に強い海岸堤防の構築技術などを開発した。原発事故への対応として、土壌からソバへの放射性セシウムの移行低減技術を開発するとともに、牧草では草地更新後もカリ施肥の継続が必要であること等を明らかにした。このほか、農林水産省や福島県などとともに、平成 25 年産米の放射性セシウム濃度基準超過の要因解明に取り組むとともに、集中豪雨等によるため池や農地の災害対応、食品安全や家畜伝染病等に対しても機動的に対応した。

		このような研究開発とともに、研究成果の現場移転・技術普及を進め、平成 20 年度以降の研究成果の中では、中力小麦粉とのブレンドで優れた製パン適性を示す「ゆめちから」は 13 千 ha 弱に、チャの新害虫チャトゲコナジラミの防除マニュアルは、45 千 ha をカバーするほど普及した。その他にも飼料用・米粉用に適する水稻品種、高接ぎ木法を核にしたトマト青枯病総合防除技術等も顕著な活用実績があり、農業・食品産業などへ貢献した。今後とも、研究開発については、課題解決や社会貢献を目指して推進する。
	(生物系特定産業に関する民間研究の支援) 生物系特定産業に関する民間研究の支援については、売上げ納付計画について目標を下回っていることから、目標達成に向けた継続した取組が期待される。 平成 25 年度に売上げを計画していた 14 の採択課題のうち 5 課題で売上げがあったが、目標達成度は 36 %にとどまったことから、引き続き売上増を実現するための助言等を行うことが期待される。	終了した事業について、現地調査等において事後研究の促進や製品の需要者の開拓、製品の PR の積極化などを受託者に助言したほか、「アグリビジネス創出フェア 2014」において自らのブースで、また「BioJapan 2014 World Business Forum」等の技術展示会の機会において、各受託者の製品等の展示、宣伝を行ったほか、セミナーを行うなどして、研究開発成果の広報活動の強化に取り組んでいる。
その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	(法令遵守など内部統制の充実・強化) 当該製品と異なる研究用消耗品等が納入されていた不適切な経理処理や、法令上必要な輸入時の検査を受けずに研究用の種子等を海外から輸入した植物防疫法の違反事案が発覚しており、再発防止に向けた管理体制の整備や、職員の意識向上を目指した取組を今後、強く希望する。 当該製品と異なる研究用消耗品等が納入されていた不適切な経理処理の発覚を受け、弁護士や公認会計士を含む調査委員会を設置し調査を行い、関与した研究職員及び代理店に対する厳正な処分を行うとともに、再発防止策を講じている。また、ソフトウェアの不適切な利用への対処として、ライセンス証の PDF 化やパソコンとソフトウェアのひも付け、これらを基にした台帳整備に取り組んでいる。法令上必要な輸入時の検査を受けずに研究用の種子等を海外から輸入した植物防疫法の違反事案については、当該種子等の廃棄処分、関係職員の処分を行うとともに、再発防止に向けたチェック体制の強化と管理ルール構築に取り組んでいる。これらの取組を通して、コンプライアンス徹底の	(1) 植物防疫法違反事案 ・発生要因をみると、研究担当者が、受領した植物を包有している郵便物の中に輸出国で行われた検査に関する証明書が同封されていた等のため、植物検疫に必要な検査については、検査済み又は検査が不要と誤認していたこと、また、農研機構において、研究担当が行う種子・種苗の輸入やその手続について十分にチェックする体制になかったことが判明した。 ・再発防止策として、①各法人において植物を扱う研究担当者等を対象として継続的な研修の実施により、植物防疫法の趣旨の徹底や研究用の種子・種苗の輸入について、チェック体制を確立する等により厳正化、②植物の輸出入を含む導入や移転、廃棄の手続について、統一的でわかりやすい管理ルールを平成 26 年度に構築し、その徹底を図った。 (2) 不適正な経理事案 ・発生要因をみると、①取引業者と研究職員が日常的に接触する中で、研究上の便宜を図ることが優先され、契約・検収部門を通さない直接取引が実施されていたこと、② DNA 合成

	ための更なる体制整備や職員の意識向上を強く期待する。	製品等について、従来の物品等を前提とした検収体制では必ずしも十分な対応が行われてこなかったこと、③研究職員の公的研究費や適正な契約手続に対する認識不足が明らかになった。 ・こうした状況から、再発防止策として、①オープンスペースの利用など取引業者と研究職員の直接的な取引の禁止を徹底、②つくば地区に検収センターを設置するなど検収体制の強化、③職員の意識改革に向け、全ての研究職員及び経理担当職員を対象に、コンプライアンス等に関する研修会等の開催、④取引の多い業者に対し会計帳票等の提供を求めるなど、内部監査機能を強化した。また、早期の全容解明に向け、更に調査を進めている。
--	-----------------------------------	---